

広島県告示第千四百二十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十一年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十一年十一月二十七日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

株式会社フォレストデザイン 二級建築士事務所

広島市東区牛田南一丁目九番二十三号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社フォレストデザイン

平田 榮治

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録〇八（二）第二四一七号

三 監督処分の内容

登録取り消し

四 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第一項の規定に基づく管理建築士の設置要件を欠いていた。

このことは、建築士法第二十六条第一項第二号に該当する。